# 定款変更の件

「定款第43条に基づき、定款の条文を変更することを、総会に付議すること」を承認頂きたい。 ~以下総会資料

2021/6/14 第 69 回総会 資料 3

定款第43条に基づき、定款の条文を下記の通り変更することを、を承認頂きたい	
変更前	変更後
(入会)	(入会)
第6条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者	第6条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者
は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なけ	は、所定の <del>入会<u>方法により入会の</u>申込<del>書を提出し</del>を行い、</del>
ればならない。	理事会の承認を得なければならない。
2 名誉会員に推薦された者は、本人の承諾をもって会員	2 名誉会員に推薦された者は、本人の承諾をもって会員
となる。	となる。
(退会)	(退会)
第8条 この法人を退会しようとする者は、退会届を理事	第8条 この法人を退会しようとする者は、退会届を理事
長に提出して、任意にいつでも退会することができる。	長に提出して、任意にいつでも退会することができる。
2 正会員が次の各号の一に該当する場合にあっては、退	2 正会員が次の各号の一に該当する場合にあっては、退
会したものとみなす。	会したものとみなす。
(1) 個人正会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、	(1) 個人正会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、
又は成年被後見人、被保佐人若しくは破産の審判を	又は成年被後見人、被保佐人若しくは破産の審判を
受けたとき	受けたとき
(2) 団体正会員が解散し、又は破産宣告を受けたとき	(2)団体正会員が解散し、又は破産 <u>手続開始決定宣告</u>
(3) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき	を受けたとき
(4) 全正会員が同意したとき	(3) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
0	(4) 全正会員が同意したとき
(開催及び種別)	(開催及び種別)
第12条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2	第12条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2
種とする。	種とする。
2 通常総会は毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に	2 通常総会は毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に
開催する。	開催する。
9 時世級人は、場のタリのに共による担人に関係よう	9 時世級人は、場のタリのいだによの担人に問題より

- 3 臨時総会は、次の各号のいずれかの場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2)総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から会議の目的である

事項及び招集の理由を記載した書面によって招集の請求 があったとき

# (招集)

- 第13条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第3項2号の規定による請求があった ときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなけ ればならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、会日の14日前までに通知しなければならない。

- 3 臨時総会は、次の各号のいずれかの場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認めたとき
  - (2)総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から会議の目的である
  - 事項及び招集の理由を記載した書面<u>又は電磁的方法</u>によって招集の請求があったとき

# (招集)

- 第13条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第3項2号の規定による請求があった ときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなけ ればならない。
- 3 総会を招集するときには、<u>法令の定めるところに従って、</u>会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面<u>又は電磁的方法</u>をもって、会日の14日前までに通知しなければならない。

#### 変更前

# (書面表決等)

第18条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知 された事項について、書面をもって表決し、又は他の正 会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

# (理事会の開催及び種別)

第30条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は次のいずれかの場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めるとき
- (2) 理事会の目的を記載した書面によって招集の請求があったとき

# (招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 前条第3項第2号の規定による請求があった日から 5日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を 理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場 合には、その請求をした理事は、理事会を招集すること ができる。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 7日前までに通知しなければならない。

# 変更後

(書面又は電磁的方法による表決等)

第18条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面<u>又は電磁的方法</u>をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

# (理事会の開催及び種別)

第30条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は次のいずれかの場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めるとき
- (2) 理事会の目的を記載した書面<u>又は電磁的方法</u>によって招集の請求があったとき

#### (招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 前条第3項第2号の規定による請求があった日から 5日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を 理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場 合には、その請求をした理事は、理事会を招集すること ができる。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及 び審議事項を記載した書面<u>又は電磁的方法</u>をもって、少 なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。

なお第8条の変更は、以前の法改正による表記の変更に伴うものであり、顧問弁護士よりこの機会に修正しておくべきとのアドバイスを受領したもの。

以上